

江差町告示第53号

令和8年8月31日

江差町長 照井 誉之介



地方税法第20条の2及び江差町税条例第18条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は、江差町税務課に保管していますので、申し出により該当者に交付します。

送達を受けるべき者

住 所	氏 名	送達する書類名
大阪市阿倍野区	株式会社レガシィ	令和8年度固定資産税第2期督促状
檜山郡江差町	桧物谷 高行	令和8年度固定資産税第2期督促状
檜山郡江差町	中川 伊太郎	令和8年度固定資産税第2期督促状
北斗市	磯田 俊一	令和8年度軽自動車税督促状

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過した時は、書類の送達があったものとみなす。